

静岡県立浜松特別支援学校
部活動ガイドライン

令和8年4月

目 次

○ガイドライン策定の趣旨

部活動について

- 1 活動日及び活動時間帯
- 2 部活動への参加資格
- 3 入部、退部、部活動の変更について
- 4 活動種目及び場所、大会等への参加について
- 5 事故等への対応について
- 6 部活動の運営組織について
- 7 その他

浜松特別支援学校部活動ガイドライン策定の趣旨

○本ガイドラインは、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成 30 年 4 月に静岡県が策定した「静岡県部活動ガイドライン」を参考に、浜松特別支援学校の部活動が、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築すること。

1 活動日及び活動時間帯

- (1) 基本的に月曜日と木曜日の放課後に活動を行う。(月曜日に関しては、会議等の関係で毎週できるわけではない。)
- (2) 時間は月曜日(15 時 15 分から 16 時 00 分)と木曜日(14 時 15 分から 15 時 15 分)。下校バスは月曜日 16 時 32 分学校前(三島経由)、木曜日 15 時 38 分学校前(三島経由)。
校外へ練習に出るときにはこれよりも遅くなることがある。
- (3) 毎月の活動日程は、生徒指導課の部活動担当が高等部主事と相談して決め、生徒指導課遠鉄バス担当に連絡する。また、前月に部活顧問、高等部職員に連絡する。
- (4) 長期休業中・週末の練習については、日数や時間は各部活で計画する。
 - ・夏季休業中は職員研修や進路面談等の日程と調整して実施する。(熱中症対策を十分に検討する。)

2 部活動への参加資格

- (1) 日常の教育活動の態度が良好であること。
- (2) 本人に入部の意志があり、活動に興味・関心をもち、主体的・自発的に活動できること。
- (3) 大会及び出展等への参加意思があること。
- (4) 3年間継続する意思のあること。
- (5) 保護者の同意があること。

3 入部、退部、部活動の変更について

(1) 高等部1年入部の流れ

- ①4月中旬、部活動担当が入部を希望する生徒に「部活動案内」を配付する。
- ②入部希望者は、5月上旬に部活動見学を行う。日程は部活動担当が調整して、2～3回程度実施する。見学を希望する者の保護者は、事前にノートに書いて担任に知らせる。
- ③入部を希望する者は、必ず部活動見学をして担任から「入部希望届」を受け取り、5月中旬までに「入部希望届」を担任に提出する。
- ④「入部希望届」が提出されたら、部主事が最終確認し、決定する。

(2) 途中入部の流れ

- ①途中入部を希望する者は、希望があった時点で必ず部活動見学をする。
- ②見学後、途中入部希望の意思を確認した上で、担任が部活動への参加資格について本人、保護者に確認をする。
- ③部活動への参加資格を満たしていることが確認できた場合、「入部希望届」を部主事に提出し、決定する。

(3) やむを得ない理由での退部について

- ①退部を希望する者は、担任、学年主任、部活顧問と十分な話し合いをし、保護者にも意思確認をした後、部主事への「退部届」の提出をもって退部を許可する。その際、再入部は許可しない。

(4) 部活動の変更について

- ①部活動の変更は、年度の切り替わりの時期に申し出ることができる。変更を希望する者は、担任や学年主任、部活動顧問と十分な話し合いをし、保護者に意思確認した後、部主事に「変更届」を提出し、転部を許可する。

4 活動種目及び場所、大会等への参加について

(1) 活動種目及び場所について

部活名	場所	参加する大会等
サッカー部	運動場	年2～3回：西部地区リーグ 5月：チャレンジドサッカー大会 9月：もくせい杯予選 1月：わかふじスポーツ大会 3月：3年生引退試合
陸上部	運動場	4月：春季陸上競技記録会 9月：わかふじスポーツ大会
バスケット ボール部	体育館	9月：わかふじスポーツ大会
音楽部	音楽室	校内コンサート
美術部	美術室	通年：各種作品展への出展
チャレンジ部 (検定時限定) ※他部活との併用可		技能検定（喫茶サービス）、アビリンピックなど 休日販売会出店

(2) 大会等への参加について

- ① 大会への集合・解散は、生徒の社会参加の力を高めるため、本人の公共交通機関等による移動もしくは保護者による送迎とする。
- ② 大会等への参加については、原則、全員参加なので、その都度の参加確認はとらない。
やむを得ず不参加となる場合は、保護者から顧問に欠席連絡をしてもらう。
- ③ 協議に必要な人数が不足する場合は、顧問の了承を得たうえで、他の部活動の生徒から参加希望者を募ることができる。（その際、直前の活動は大会に出場する部活動に参加する。）

(3) 活動計画について

- ① 部活顧問は、年間の大会・練習計画を作成し、年度初めに保護者に伝える。書式は別紙を参照する。
- ② 年度始めに部活動検討委員会にて活動計画を検討する。

(4) 休部の対応について

新年度、部活希望調査で人数を把握し、大会及び試合に参加できる人数に満たない場合は、休部することができる。休部になった部活に所属する生徒は、休部中のみ部活動を変更することができる。

5 事故等への対応について

- (1) 学校での活動中は「学校危機管理マニュアル」に則り対応する。なお、大会においては大会規定によるものとする。
- (2) 生徒の保険については「日本スポーツ振興センター」に全員加入するものとする。

6 部活動の運営組織について

(1) 部活動検討委員会

①部活動検討委員会を設置し部活動の設置、運営について協議する。委員会メンバーは以下の通りとする。

- ・校長、事務長、副校長、教頭、各部主事、教務課長、高等部部活動担当保健体育課長、学習指導課長、生徒指導課長
- ・年度始めに委員会を開催し、部活顧問、活動計画について確認をする。

(2) 指導者について

- ①指導者は、高等部全員とする。
(学年主任、分掌課長、初任者は主の指導者にはならない。)
- ②体罰や暴言の禁止を徹底する。

(3) 部費について

- ①必要経費は集金する。
 - ②大会への参加費については個人負担で支払う。
 - ③部活動に必要な道具等はPTA会費で購入の補助をする。ただし、購入した物品は各活動で管理し運用する。(予算に応じて購入できない場合もある。)
- ※PTAの事業目的の中に、教育振興費とある。

7 その他

- (1) 部活動時や大会等移動時の服装は、体操服またはジャージ(派手でないもの)を着用する。
- (2) 大会等への職員の出張旅費は、PTA会費より捻出する。